

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊藤 正 経

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 長瀬児玉線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>本庄市児玉町小平字下河原 九〇二番一地先から 同市児玉町小平字桑木原 八二四番一地先まで</p>			区 間
<p>一六・二三 三〇・四九</p>	<p>八・九九 一二・九二</p>	敷地の幅員 (メートル)	
<p>一七九・〇〇</p>	<p>一七五・二九</p>	延長 (メートル)	
			備 考